

記載例

連絡先
電話番号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

令和 年 月 日

富士市農業委員会会長 様

譲受人 氏名 永田 町子

譲渡人 氏名 富士 市太郎

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定し(移転)したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届け出ます。

1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名	住 所					
	譲 受 人	永田 町子	富士市本市場432番地の1					
	譲 渡 人	富士 市太郎	富士市永田町一丁目100番地					

2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地目		面 積	土地所有者		耕 作 者	
			登記簿	現 況		氏 名	住 所	氏 名	住 所
	永田町字永田	100番1	畑	畑	150㎡	富士 市太郎	永田町1-100	富士 市太郎	永田町1-100
					㎡				
					㎡				
					㎡				
計	150 ㎡(田 ㎡ 畑 150 ㎡ 採草放牧地 ㎡)								

3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他
	所有権	設定・ 移転	受理通知書受領次第	永久	売買

4 転用計画	転用の目的	住宅敷地			
	転用の時期	工事着工時期	令和 年 月 日		
		工事完了時期	令和 年 月 日		
	転用の目的に係る事業又は施設の概要	建築物(工作物)の種類	住宅1棟 200㎡		
		建築物(工作物)以外の施設	なし		
取水、排水施設		取水:市上水道から 排水:公共下水道へ			
備 考		宅地100-2、100-3を含む			

5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要	東側:道路 西側:宅地 北側:畑 南側:道路
	被害防除施設等は設置しないが、万が一被害が発生した場合は、申請者の責において解決致します。

印刷などの場合は押印してください。

登記簿と異なる場合は、登記簿の住所と現住所が確認できる住民票等の書類を付けてください。

全部事項証明書(登記簿)をよく見て記入してください。

所有権・賃借権・使用貸借による権利

永久・年数(20年以上)

売買・贈与 等

何に転用したいかを記入してください。
例:住宅敷地
住宅敷地の拡張
資材置場敷地
駐車場敷地
倉庫敷地

受理書を受け取る日付よりあとの日付で記入してください。

農地以外の土地とあわせて使用する場合は実際に使用する面積(農地の面積ではない)を記入してください。
備考には農地以外の土地の地番を記入してください。

取水:市水道・簡易水道・井戸
排水:公共下水道へ
浄化槽により道路側溝へ放流
地下浸透

申請地の周囲の状況を記入してください。
例:田・畑・道路・宅地
申請地の周囲に被害がでないように、どのようにするのかを記入してください。

届出書申請時の注意事項

○市街化区域内の農地を農地以外のものにするためには届出が必要になります。
○農地転用の届出をしたからといって登記上の地目が変わる訳ではありません。
 別途地目変更登記が必要となります。(詳細は法務局で確認してください。)
○農地転用の届出をすると、現況を転用しなくても固定資産税が宅地並の課税となります。

添付書類

1	位置図・案内図	住宅地図をコピーし、申請地をマーカー等で記入
2	公図写	法務局か収納課(地籍図)にて取得(有料) 申請地をマーカー等で記入 申請地周辺に申請地の他にも土地を所有している場合、所有している全ての土地に所有者名・地目・面積を記入 例 100-1 富士 市太郎 畑 150㎡
3	土地全部事項証明書	法務局にて取得(有料)
4	土地改良区意見書	農政課にて土地改良区か確認の後、申請し取得(有料)

※届出書は譲受人、譲渡人の数+1部提出
 (記載例の場合では3部)
※添付書類は1部提出

(記載要領)
1 当事者が氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。
2 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
3 譲渡人が2人以上である場合には、届出書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、届出書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。
4 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。